

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援。

	専門実践教育訓練給付 (平成26年10月制度開始) <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>	一般教育訓練給付 (平成10年12月制度開始) <左以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練受講を対象>
給付内容	○ 受講費用の 50% (上限年間 40万円) を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の 20% (上限年間 16万円) を追加支給。	○ 受講費用の 20% (上限年間 10万円) を受講修了後に支給。
支給要件	在職者又は離職後1年以内 (妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内) の者 + 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は2年以上)	+ 雇用保険の被保険者期間3年以上 (初回の場合は1年以上)
対象講座数	2,175講座 (平成30年10月時点) [累計新規指定講座数 2,950講座 ※平成29年4月時点の給付対象講座数に、その後新規指定された講座数を加えた数]	11,299講座 (平成30年4月時点)
受給者数	13,229人 (平成29年度実績) / 28,726人 (制度開始～平成29年度) ※いずれも初回受給者数	99,978人 (平成29年度実績)
対象講座指定要件 (講座の内容に関する主なもの)	<p>次の①～⑦の類型のいずれかに該当し (【】内は講座期間・時間要件) かつ、類型ごとの講座レベル要件 を満たすものを指定。</p> <p>① 業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 (看護師・準看護師、社会福祉士の養成課程等) 【原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間 (法令上の最短期間が4年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む※5)】 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>② 専門学校の職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)※5 (商業実務、経理・簿記等) 【2年 (キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>③ 専門職大学院 (MBA等) 【2年以内 (資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間)】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p> <p>④ 職業実践力育成プログラム (子育て女性のリカレント課程等) ※1 【正規課程：1年以上2年以内、特別の課程：時間が120時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率 (正規課程にあつては、就職・在職率及び定員充足率) の実績が一定以上</p> <p>⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (情報処理安全確保支援士等) ※2 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上 【時間が120時間以上 (ITSSレベル4相当以上のものに限る30時間以上※3) かつ期間が2年以内】</p> <p>⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 (AI、IoT等) ※4 【時間が30時間以上かつ期間が2年以内】 就職・在職率の実績が一定以上</p> <p>⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 ※5 【専門職大学・学科：4年、専門職短期大学・学科：3年以内】 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当する教育訓練を指定。</p> <p>① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの</p> <p>② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの (民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等)</p> <p>※ ただし、趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。</p> <p>指定講座例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送・機械運転関係 (大型自動車、建設機械運転等) ○ 医療・社会福祉・保健衛生関係 (介護職員初任者研修等) ○ 専門的サービス関係 (社会保険労務士、税理士、司法書士等) ○ 情報関係 (プログラミング、CAD、ウェブデザイン等) ○ 事務関係 (簿記、英語検定等) ○ 営業・販売・サービス関係 (宅地建物取引主任者等) ○ 技術関係 (建築施工管理技士検定、電気主任技術者等) ○ 製造関係 (技能検定等) ○ その他 (大学院修士課程等)
※1:平成28年4月から適用 ※2:平成28年10月から適用 ※3:平成29年10月から適用 ※4:平成30年4月から適用 ※5:平成31年4月から適用(予定)		